



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 84 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
- 85 土地改良事業変更認可申請の適否決定等 (農村計画課)
- 86 土地改良事業施行協議の適否決定等 (")
- 87 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 88 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 89 道路の区域変更 (道路保全課)
- 90 " (")
- 91 新道路の供用開始 (")
- 92 道路の位置の指定 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第84号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年2月28日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成18年12月28日
- 2 名称
特定非営利活動法人リトルハンド
- 3 代表者の氏名
田中康嗣
- 4 主たる事務所の所在地
橋本市隅田町真土187番4号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、ならびにその家族等に対して、介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中で孤立したり、各種の弊害を受けることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通した町作りを為すことにより、

より人間らしい思いやりを育み、分かち合う事で、社会に貢献、地域住民に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第85号

名田周辺土地改良区営土地改良事業(基盤整備促進事業名田地区)の変更認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧期間

平成19年1月24日から平成19年2月21日まで

3 縦覧場所

名田周辺土地改良区事務所

和歌山県告示第86号

かつらぎ町営土地改良事業(基盤整備促進事業(農道整備)西浜田地区)の施行協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成19年1月24日から平成19年2月21日まで

3 縦覧場所

かつらぎ町役場

和歌山県告示第87号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定につ

いて特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区	区 域	区 分
南紀加入区	古座、極野漁業協同組合の地区	その他大型定置漁業(主として、ぶり、さけ及びます以外の魚種をとることを目的とする漁業)(昭和57年和歌山県告示第1099号において設定された法第104条第3号に掲げる漁業のうち古座、極野漁業協同組合の地区に係るその他大型定置漁業(主として、ぶり、さけ及びます以外の魚種をとることを目的とする漁業))

和歌山県告示第88号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成19年1月31日(水)午前10時から
- 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
海草振興局総務室の調査室
- 被聴聞者
 - (1) 氏名 濱野秀夫
 - (2) 住所 和歌山市加太1629-3
 - (3) 漁業許可 なし
 - (4) 許可番号 なし
 - (5) 使用船舶 漁船 浜野丸(WK3-23156)

和歌山県告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 粉河加太線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	
和歌山市善明寺字鶴目田284番3地先		5.80		

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	メートル
から同市大谷字敷ノ内372番1地先まで	旧	14.00	1,109.00	
同上	新	25.00 38.50	1,109.00	

和歌山県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 那智山勝浦線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字上二ノ瀬2984番3地先から同町大字市野々字上ノ田2598番1地先まで	旧	7.50 17.40	1,230.00	鳴子谷橋 L=7.40 蛇の谷橋 L=8.30 市野々橋 L=38.00
同上	新	11.25 52.20	1,230.00	鳴子谷橋 L=7.40 蛇の谷橋 L=8.30 市野々橋 L=38.00

和歌山県告示第91号

平成19年和歌山県告示第90号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年1月23日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第92号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申 請 者 所 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
2850	紀の川市畑野上字頓天116番1の一部	和歌山市太田479番地3株式会社幸福	平成19.1.11	6.00	47.63

		建設 代表取締役 金沢公英			
--	--	---------------------	--	--	--